

事 務 連 絡
令和6年3月21日

指定介護保険事業者 各位
(介護職員処遇改善加算等対象サービスに限る)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

令和6年度介護職員等処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適正な提供に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算を算定する場合は、以下のとおり処遇改善計画書の提出が必要となりますので、お知らせいたします。詳細な要件や基本的な考え方等はホームページに掲載しました「介護保険最新情報 Vol. 1215、処遇改善加算等の概要」を御参照ください。

1 処遇改善計画書等の受付について

(1) 提出期限

① 4・5月から算定開始し、かつ6月以降新加算（Ⅰ～Ⅴ）を算定する事業者

令和6年4月15日(月)電子申請（LoGo フォーム）

※書類提出後、6月以降の新加算に係る記載内容に変更が生じた場合は、令和6年6月15日(土)まで変更を受付いたします。

② 6月以降（4・5月は処遇改善加算等未算定）に新規に新加算（Ⅰ～Ⅳ）を算定する事業者
算定開始月の前々月の末日

(2) 提出方法

LoGo フォーム（インターネットブラウザ上で申請受付）

URL： <https://logoform.jp/form/FUQz/527236>

※本市ホームページにもリンクがございます。

(3) 注意事項

申請時のトラブルや担当者不在等の事由があったとしても期日の延長は認められません。

事前に十分な準備を行い、時間に余裕をもって提出するようお願いいたします。

2 提出書類

本市ホームページを御参照ください。

URL： <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000044743.html>

介護職員処遇改善計画書等の提出について

【提出期限】<重要>

①4・5月から算定開始し、並びに6月以降新加算（Ⅰ～Ⅴ）を算定：令和6年4月15日(月)電子申請

※6月に算定する新加算に係る内容に変更があった場合は、令和6年6月15日(土)まで変更を受け付けます。

②6月以降(4・5月は処遇改善加算等未算定)に新規に新加算(Ⅰ～Ⅳ)を算定：算定開始月の前々月の末日

※以降は下記の略称を用います。

加算届⇨介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(3号または7号様式)

体制等状況一覧表⇨介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

【提出方法】

LoGoフォーム(インターネットブラウザ上で申請受付)

URL：<https://logoform.jp/form/FUQz/527236>

【必要書類】

No	名称	届出の要・不要	提出期限	正式名称・補足説明等
1-1	処遇改善計画書(別紙様式2)	必須 (特例1-2・3に該当する場合は簡素化様式で提出が可能)	令和6年4月15日(月) ※	・令和6年度から新様式となっております。最新のを御利用ください。 ・4・5月分及び6月以降算定分がまとまっている様式となります。
特例1-2	別紙様式6-1・2	該当する場合のみ ・一人が申請する事業所数が10以下の事業者		・事業所個票を簡素化した様式を新設 ・移行先の加算区分の選定を補助する機能を整備
特例1-3	別紙様式7-1	該当する場合のみ ・令和5年度に処遇改善加算等を未算定で、6年度から新規に処遇改善加算を算定する事業所		・本体施設・事業所と併設の短期入所サービス及び総合事業は、一括で作成可 ・6月以降、新加算Ⅲ・Ⅳを算定する場合のみ使用可能。 ・新加算Ⅰ・Ⅱを算定する場合や、令和6年度中に加算区分を変更する場合は、1-1と同じく別紙様式2で作成が必要です。)
2-1	加算届(令和6年4・5月算定分)	該当する場合のみ ・令和6年4・5月算定区分について、令和5年度算定区分から変更(新規取得を含む)をする	令和6年4月15日(月)	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・ 川崎市第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書
2-2	加算届(令和6年6月～新加算算定分)	必須	令和6年4月15日(月) ※	・4・5月算定分の変更を提出する場合は、6月分とExcelファイルを分けて作成してください。(Logoフォームにそれぞれ添付していただきます)
3-1	体制等状況一覧表(令和6年4・5月算定分)	該当する場合のみ ・令和6年4・5月算定区分について、令和5年度算定区分から変更(新規取得を含む)をする	令和6年4月15日(月)	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表・ 第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表
3-2	体制等状況一覧表(令和6年6月～新加算算定分)	必須	令和6年4月15日(月) ※	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表・ 第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表

※ 令和6年6月からの新加算算定に係る変更については、令和6年6月15日(土)(居宅系サービス・施設系サービスともに)まで受け付けいたします。
(7月以降に変更する場合は変更届(別紙様式4)が別途必要になります。)

3 その他

例年、別紙様式2の入力方法について質問が多く寄せられますが、記載例をよく確認し、エクセル内の補足説明を読み、計画書の内容（計算式等）について理解した上で入力をお願いいたします。また、加算の要件については「介護保険最新情報 Vol. 1215」を熟読し十分に御理解くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

川崎市健康福祉局長寿社会部

高齢者事業推進課 事業者指定係

電話：044-200-2633／FAX：044-200-3926